

平成 20 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 住 友 金 属 鉱 山 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 家守 伸正
(コード番号 5713 東証・大証 各第 1 部)
問 合 せ 先 広報 I R 室 大場 浩正
(T E L 03 - 3436 - 7705)

新株予約権付ローンに係る第三者割当による新株予約権の発行
に関するお知らせ（行使価額修正条項付）

当社は、平成 20 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において、下記のとおり新株予約権付ローン（以下「本新株予約権付ローン」といいます）による資金調達（以下「本資金調達」といいます）のため、第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の新株予約権者を「本新株予約権者」といいます）の発行及び金銭消費貸借契約（以下「本ローン契約」といい、本ローン契約に係る元本債権を「本ローン元本債権」といいます）の締結を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本資金調達の目的

(1) 本資金調達の背景と目的

当社は「2006 年中期経営計画」(以下「本中期経営計画」といいます)におきまして、資源・金属事業における「非鉄メジャークラス入り」、電子・機能性材料事業における「商品ごとに世界トップクラスシェア」を目指し、事業規模の拡大に取り組んでおります。資源・金属事業では、ニッケル事業の拡大強化を事業戦略の中心に据え、平成 25 年度におけるニッケル年産 10 万トン体制の構築を目標に掲げております。具体的には、電気ニッケルの生産量を 3 万トンから 6 万 5 千トンへ増強することに加え、平成 20 年 12 月に操業開始を予定しているゴロ・ニッケルプロジェクト、平成 21 年度におけるコーラルベイニッケルでの生産能力増強や、平成 24 年度の操業開始を目指すタガニート・プロジェクトのフィージビリティ・スタディを取り進めております。また、自主開発鉱山による更なる鉱源確保に向けて、銅、ニッケル等の探鉱に注力しております。一方、電子・機能性材料事業では、中長期的な安定成長の実現に向け、既存製品のトップシェア獲得の推進や新商品の開発・事業化に取り組んでおります。

これらの事業規模拡大に向けたプロジェクトを推進していくに当たり、本中期経営計画では平成 21

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

年度までの3年間で1,400億円の投資を計画しておりますが、ゴロ・ニッケルプロジェクトに対する追加出資等の本中期経営計画に織り込んでいなかった投資等の発生や、新たな成長ステージにおける当社の長期性資金の大幅な減少及び今後の金利動向などを踏まえ、長期固定資金へのシフトが財務リスク管理上有効であり、このための資金調達が必要になってきております。

こうした状況の中、当社が今後非鉄メジャークラス入りを果たしていくために必要とする長期的な視点での資金調達手段について検討を重ねてまいりました結果、先般の会社法施行に伴い新株予約権の権利行使に際して出資される財産として金銭債権の選択が可能となったこと等も勘案し、本新株予約権付ローンを実施することを本日決定いたしました。また、本資金調達における一連のスキーム(下記「本新株予約権付ローンの概要」にて詳述)については、本件のアドバイザーである大和証券エスエムピーシー株式会社のアレンジにより、資金提供者となる株式会社三井住友銀行とも協議を重ね、検討を進めた結果、採用することとなりました。

本新株予約権付ローンにより調達する資金は、平成19年11月16日に公表いたしましたゴロ・ニッケルプロジェクトに対する追加出資等、本中期経営計画に織り込んでいなかった設備投資・投融資に加え、既存借入金の返済や社債の償還資金、運転資金等に充当する予定であります。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産を本ローン元本債権に限定するなど、一般的な転換社債型新株予約権付社債と同様の商品設計とすることにより、総合的に有利な条件で長期の安定的な資金調達が可能になるとともに、当社が権利行使を可能とする旨通知した場合など一定の条件が満たされることを本新株予約権の行使の条件としており、かつ当社は一定の条件の下で本新株予約権者に対し本新株予約権の行使を請求できるものとするなどにより、将来の経営環境の変化に応じた機動的な資本増強が可能となっております。一方、上記の本新株予約権の行使に関する各条項に加え、本新株予約権の行使価額は発行決議日前日の株価の終値の100%(1,749円)を下限としており、発行済株式の希薄化にも配慮した設計といたしました。

自主鉱山開発や、銅、ニッケル等事業の拡大・強化による「非鉄メジャークラス入り」及び電子・機能性材料の新商品の開発・事業化による「商品ごとに世界トップクラスシェア」に向けた事業規模拡大、金属価格変動による収益のブレ、カントリーリスクの増大等に備えるためには、機動的に資本増強が行える体制を整えておく必要があります。また、本中期経営計画終了後についても、上記プロジェクトの進捗にともない、多額の投資等が必要になることが予想されております。本資金調達により、世界の非鉄メジャーの再編が進む中、当社がこれまでとは異なるパワーバランスの中で事業を展開し、海外鉱山等の優良な投資案件への投資機会を逃さず、事業基盤を一層強化するとともに、財務体質の健全性保持とのバランスを重視しながら株主価値を拡大していくことができるものと考えております。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権付ローンの商品性

< 本新株予約権付ローンの概要 >

当社は、株式会社三井住友銀行（信託口）（以下「割当先」といい、有価証券届出書の効力発生日以降に当社と割当先の間で締結予定の新株予約権割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます）に従い同契約の割当会社の地位を承継した者を含みます）に対して本新株予約権を発行し、かつ割当先との間で本ローン契約を締結します。割当先は有限責任中間法人エス・エム・エム ＣＬコーポレーション（以下「SPC」といいます）との間で締結する特定金外信託契約（以下「信託契約」といいます）における受託者であり、貸付人としての株式会社三井住友銀行（以下「ABL 貸付人」といいます）と SPC との間で締結する金銭消費貸借契約（以下「ABL 契約」といいます）に基づき実行される貸付けの金員が委託者である SPC から割当先に信託され、当社に貸し付けられる予定です。また、これに伴い、当初 SPC が保有する信託契約に基づく受益権は、ABL 貸付人に担保として差し入れられる予定です。このようなスキームは株式会社三井住友銀行による保有態様として貸付債権が好ましい等の理由から採用されていますが、本新株予約権の行使制限条項（以下に記載されます）が解除された場合（行使コミットメント条項（以下に記載されます）が発動された場合を含みます）には、当該受益権が ABL 貸付人に代物弁済されると同時に信託契約が解除され、本新株予約権付ローンは ABL 貸付人に交付される予定です。本新株予約権付ローンは、以下のような特徴により、転換社債型新株予約権付社債と同様に、本新株予約権と本ローン契約とが不可分一体な設計となっており、総合的に有利な条件で長期の資金調達により当初から直ちに利用可能な現金を得ることが可能となっております。また、行使制限条項により本新株予約権の行使の有無、程度及びタイミングをコントロールし、また本新株予約権割当契約において規定される行使コミットメント条項により将来の経営環境の変化に対応しつつ、自己資本の充実を実施することもできる設計となっているものと考えております。

- 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、本ローン元本債権となります。従って本新株予約権の権利行使と同時に、当社の本ローン契約に基づく負債は同額の資本に振り替わることになるため、行使制限条項及び行使コミットメント条項と併せて一定の条件の下で、当社の選択による資本充実が可能となります。
- 本ローン元本債権は、その全部又は一部を当社の選択によりいつでも返済可能となっております。その場合、一部返済の場合は本新株予約権割当契約に基づき当社が当該返済額に対応する本新株予約権を無償で取得し、また全部返済の場合は本新株予約権は行使できないこととなって法律上当然に消滅しますので、本ローン元本債権又は本新株予約権がそれぞれ単独で存在することがないようにしております。
- 本ローン契約が実行されない場合、本新株予約権の行使はできなくなり、本新株予約権は直ちに消滅します。
- 本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認を要し、また本ローン元本債権は本新

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

株予約権とともに譲渡しなければならない旨本ローン契約において合意されております。これにより、契約上、本新株予約権は本ローン元本債権に随伴し、本新株予約権と本ローン元本債権とが異なる者に帰属することがないように確保されております。

<行使価額の修正と希薄化抑制効果について>

本新株予約権は、以下のように行使価額の修正が行われます。なお、以下の通り行使価額の下限値を設定することにより、発行決議日前日の終値の 100% (1,749 円) よりも低い株価での希薄化が生じない仕組みとなっております。

- 本新株予約権の行使価額は、()割当日の翌日以降、平成 21 年 8 月 14 日までの間については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の売買高加重平均価格の平均(以下「VWAP 平均」といいます)の 100%に修正されます。()平成 21 年 8 月 15 日以降については、行使の効力発生日の前日までの 20 連続取引日の VWAP 平均の 98%に修正されます(ただし、()に該当する場合は除きます)。()行使コミットメント条項が発動された場合、平成 25 年 2 月 15 日(ただし、コミットメント条項発動が延長された場合には、当該延長の期間後の応当日)以降、行使の効力発生日の前日までの 3 連続取引日の VWAP 平均の 95%に修正されます。
- 上記のように将来の当社の株価に応じた行使価額が適宜設定される一方、行使価額の下限を発行決議日前日の終値の 100% (1,749 円) に設定しており、行使価額はこの価格未満に修正されません(ただし、一定の場合において、行使価額の下限が調整されることがあります。)

<行使制限条項について>

本新株予約権の行使条件に係る条項(以下「行使制限条項」といいます)の概要は以下のとおりとなります。行使制限条項及び行使コミットメント条項により、当社は本新株予約権者の権利行使を原則としてコントロールできるため、当社及び市場環境に合わせたタイミングでの自己資本充実が可能となります。

各本新株予約権の行使は、次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める期間においてのみ、行うことができます。

当社普通株式が上場廃止となる合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下本 において「合併等」といいます)が行われることが公表された場合

当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間

当社に対して公開買付け開始公告(金融商品取引法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公告をいいます)がなされた場合

当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

取引所金融商品市場（金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場をいいます）において当社普通株式が整理ポストに割り当てられた場合又は整理銘柄に指定された場合

当該割当て又は指定の時から当該割当て又は指定が解除されるまでの期間

本新株予約権割当契約に従い、割当先の請求に基づきなされる当社による当該割当先の有する本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が当該割当先に到達した場合又は到達したとみなされた場合、又は当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知がすべての割当先に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が割当先に到達した日又は到達したとみなされた日以降（ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とします）

行使要請通知書（本新株予約権割当契約に定めるところに従い当社が作成した書面をいいます）が本新株予約権割当契約に従いすべての割当先に到達した場合又は到達したとみなされた場合

平成 25 年 2 月 15 日（ただし、本新株予約権割当契約に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成 25 年 2 月 15 日の当該延長の期間後の応当日）以降

当社が本ローン契約第 6 条第 3 項に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約第 10 条に従い期限の利益を失った場合であって、割当先のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降

なお、本新株予約権割当契約において、上記 及び の各場合につきましては、当社が、行使できる本新株予約権の数等を指定できる旨定められています。

<行使コミットメント条項について>

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の行使義務について規定される条項（以下「行使コミットメント条項」といいます）の概要は以下の通りとなります。

当社は、次の条件を満たす場合に限り、行使要請通知書による通知を行うことにより、割当先に対し、指定した数の本新株予約権を、平成 25 年 2 月 15 日から本新株予約権の行使期間の最終日までの間（約 2 年間）に行使することを要請することができ、割当先は当該数量の行使を義務付けられます。

当社が、行使要請通知書を発送する時点において、本新株予約権の他に MSCB 等を発行していないこと

当社が、行使要請通知書を発送する時点において、未公表の重要事実等を開知していないこと

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

平成 25 年 1 月 17 日から同年 2 月 14 日までの間において、3 連続取引日における VWAP 平均値が行使価額の下限を一度でも上回ること

<本ローン契約の概要について>

本ローン契約につきましては、以下のような概要により契約・実行する予定となっております。

借入人	住友金属鉱山株式会社
貸付人	株式会社三井住友銀行（信託口）
金額	100,000 百万円
契約日	平成 20 年 2 月 8 日
実行日	平成 20 年 2 月 15 日
満期日	平成 27 年 2 月 15 日 ただし、本ローン元本債権の全部又は一部について当社が指定した期日において返済することもできるものとします。
金利	（注） 平成 25 年 2 月（当月を含む。）までは、平成 20 年 8 月 15 日を初回とし、以後 2 月、8 月の各 15 日を、平成 25 年 3 月（当月を含む。）以降は、毎月の各 15 日を利払日とします。
新株予約権の行使	本新株予約権が行使され、本ローン元本債権が出資された場合、行使された本新株予約権に係る本ローン元本債権は弁済期が到来し、かつ借入人に給付されたものとみなします。
担保提供	無担保・無保証
資金使途	下記 2.（2）参照

（注）本ローンについては市場金利（TIBOR）に所定のスプレッドを加算した変動金利の利息が付されますが、当社は株式会社三井住友銀行との間で、本ローンが実行されることを条件として、本ローン契約の締結日以降実行日までの間において金利スワップ契約を締結することとし、同金利スワップ契約により、本ローンの実行日から 5 年後の応当日までの期間に係る上記変動金利を固定金利と交換し、当社は実際には固定金利を負担いたします。当該金利スワップ契約における交換レートは、当該契約締結時における市場実勢相場に従い、一義的に定められます。なお、同行との間で締結する上記金利スワップ契約と同等の内容の金利スワップ契約により、本ローンの変動金利について、発行決議日前日の市場実勢相場に従い固定金利に交換したと仮定した場合、当該固定金利は年率 1.45%となります。

（３）本スキームを選択した理由

当社は今回の資金調達に当たり、様々な資金調達手段を検討した結果、以下の理由から本資金調達に係るスキーム（以下「本スキーム」といいます）が当社にとって最善の選択肢であると判断いたし

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

ました。

現時点における資金調達の必要性、及び将来における機動的な資本増強という当社のニーズを満たすスキームであること。

本ローン契約の実行により直ちに利用可能な多額の現金を得ることができること。

本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となること。

当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性について熟知した相手方との相対取引となることで、上記の当社ニーズに合ったスキームの検討、及び条件交渉等がよりスムーズに行えること。

本新株予約権の行使に際し出資される財産は本ローン元本債権であり、本新株予約権の行使により本ローン元本債権に係る負債が消滅し資本に振り替えられるため、必要に応じて適切に財務基盤の強化が図れること。

行使制限条項に基づき、本新株予約権の行使が可能になるには原則として当社による通知が必要となるため、本新株予約権の行使が開始されるタイミングをコントロールすることが基本的に可能であり、これにより当社の利益に適う資本構成を実現することが可能となること。行使コミットメント条項に基づき、当社は一定の条件の下で必要な量の本新株予約権について割当先に対して本新株予約権の行使を請求することができるため、将来において当社の意思で機動的かつ、より確実な資本増強を行うことが可能となること。

行使価額を本新株予約権の発行決議日前日の当社普通株式の終値の100%を下限とし、また平成21年8月14日までは行使価額を行使時の当社普通株式の市場価格の100%とすることにより、株式の希薄化が合理的に抑制されていること。

将来株価が上昇した場合には行使価額が修正されることにより株式の希薄化が合理的に抑制されること。

当社が本ローン元本債権の一部を返済した場合は本新株予約権割当契約に基づき当社が当該返済額に対応する本新株予約権を無償で取得し、またその全部を返済した場合は本新株予約権は行使できないこととなって法律上当然に消滅すること。

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

97,950 百万円

上記の差引手取概算額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格から諸費用を控除して算出しております。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権の行使に際しては本ローン元本債権が現物出資されるため、新たに払い込まれる金銭はございません。当社は、本新株予約権の発行に伴い、割当先より本新株予約権とは不可分一体の本ローン契約締結に基づき総額 100,000 百万円を借入れており、上記差引手取概算額 97,950 百万円は、当該借入金総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。

なお、当該借入金 100,000 百万円は、ゴロ・ニッケルプロジェクトに対する追加出資等、本中期経営計画に織り込んでいなかった設備投資、投融資、平成 22 年 3 月までに期限の到来する借入金及び社債の返済又は償還、その他運転資金に充当する予定です。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成 20 年 2 月～平成 22 年 3 月を予定

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本ローン契約に基づき実行される借入金 100,000 百万円の一部は、主にニッケル事業の拡大強化のための設備投資及び投融資に利用する予定であり、当社の事業基盤の拡大に寄与するものと考えております。また、その他調達資金については既存借入金の返済、社債償還及び運転資金等に充当する予定としておりますが、本スキームを活用することにより将来の環境変化に応じた資本増強等の機動的な資本政策が可能となり、株主価値の向上にも寄与するものと考えております。

3. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売 上 高 (百万円)	484,585	625,579	966,764
営 業 利 益 (百万円)	47,893	82,756	162,632
経 常 利 益 (百万円)	54,486	99,716	205,285
当 期 純 利 益 (百万円)	37,017	62,800	126,054
1 株当たり当期純利益 (円)	64.77	109.96	220.49
1 株当たり配当金 (円)	8.0	14.0	27.0
1 株当たり純資産 (円)	497.57	654.15	859.82

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	581,628,031 株	100%
現時点の転換価額における 潜 在 株 式 数 の 総 数	10,224,782 株	1.76%

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

下限値の転換価額における 潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額における 潜在株式数の総数	—	—

(注)1 発行済株式総数及び潜在株式数の総数については平成 20 年 1 月 30 日現在で表示しております。

2 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行によるものであり、これに転換価額の修正条項は付されていません。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	581,628,031 株	100%
当初の転換価額・行使価額に おける潜在株式数の総数	57,843,830 株	9.95%
下限値の転換価額・行使価額に おける潜在株式数の総数	67,400,311 株	11.59%
上限値の転換価額・行使価額に おける潜在株式数の総数	上限行使価額はありません。	-

(注)1 発行済株式総数及び潜在株式数の総数については、平成 20 年 1 月 30 日現在で表示しております。

2 潜在株式数の総数については、2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行による潜在株式数に、今回のエクイティ・ファイナンスによる潜在株式数を加えた数値を表示しております。

(4) 最近の株価の状況

最近 3 年間の状況

	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期	平成 20 年 3 月期
始 値	799 円	1,640 円	2,285 円
高 値	1,758 円	2,445 円	3,280 円
安 値	662 円	1,159 円	1,472 円
終 値	1,642 円	2,275 円	1,749 円

(注) 平成 20 年 3 月期については、平成 20 年 1 月 30 日現在で表示しております。

最近 6 か月間の状況

	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
始 値	2,870 円	2,330 円	2,780 円	2,620 円	2,305 円	1,912 円
高 値	2,940 円	2,840 円	2,940 円	2,625 円	2,345 円	1,948 円
安 値	1,932 円	2,170 円	2,470 円	1,992 円	1,825 円	1,472 円
終 値	2,300 円	2,790 円	2,540 円	2,280 円	1,910 円	1,749 円

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(注) 1月については、平成 20 年 1 月 30 日現在で表示しております。

発行決議日前日における株価

	平成 20 年 1 月 30 日現在
始 値	1,753 円
高 値	1,798 円
安 値	1,735 円
終 値	1,749 円

(5) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第 1 回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成 20 年 2 月 15 日
調 達 資 金 の 額	97,950,000,000 円 (差引手取概算額)
募集時点における 発 行 済 株 式 数	581,628,031 株
当該募集における 潜 在 株 式 数	当初の転換価額 (2,100 円) における潜在株式数 : 47,619,048 株 上限行使価額はありませぬ。 転換価額下限値 (1,749 円) における潜在株式数 : 57,175,529 株
割 当 先	株式会社三井住友銀行 (信託口)

(注) 発行済株式総数については、平成 20 年 1 月 30 日現在で表示しております。

(6) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成 16 年 6 月 21 日
調 達 資 金 の 額	20,000,000,000 円 (差引手取概算額)
募集時点における 発 行 済 株 式 数	571,872,794 株
当該募集による 潜 在 株 式 数	当初の転換価格 (1,001 円) における潜在株式数 : 19,980,019 株
現時点における 転 換 状 況 (行 使 状 況)	転換済株式数 (行使済株式数) : 9,755,237 株 (平成 20 年 1 月 30 日現在) (残高 10,235,000,000 円、転換価額 (行使価額) 1,001 円)
当初の資金使途	社債の償還資金及びキャッシュ・マネージメント・システム導入推進による連結有利子負債の削減資金
支 出 時 期	平成 16 年 7 月 ~ 平成 17 年 6 月
現時点における 充 当 状 況	当初予定していました資金使途について、全額充当済となっております。

ご注意 : この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 大株主及び持株比率

割当前（平成 19 年 9 月 30 日現在）	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	8.60%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 B 口）	1.92%
住友金属工業株式会社	1.50%
株式会社三井住友銀行	1.32%
住友生命保険相互会社	1.29%
ピー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（ピー・エヌ・ピー・パリバ証券会社）	1.24%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 4）	1.24%
住友商事株式会社	1.20%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	1.07%

今回の割当分については長期保有を約していないため、今回の割当に係る潜在株式数を反映した「割当後の大株主数及び持株比率」を表示しておりません。ただし、ABL 貸付人である株式会社三井住友銀行は、代物弁済又は担保権の実行により信託契約の受益権の交付を受け、信託契約が解除された場合には、本新株予約権者となり、この場合の本新株予約権全部に係る潜在株式数を反映した同行の持株比率は最大 11.15%となります。

5. 今後の見通し

今回の資金調達による、今期業績予想への影響はございません。なお、当社の業績については本日公表した平成 20 年 3 月期 第 3 四半期財務・業績の概況をご覧ください。

6. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠

本スキームでは、本新株予約権者は、行使制限条項に基づき、当社が権利行使を可能とする旨通知した場合等一定の条件を満たさない限り、本新株予約権の行使を行えないことになります。また、当社は、行使コミットメント条項に従い、平成 25 年 2 月 15 日以降、一定の条件の下、本新株予約権者に対し本新株予約権の行使を請求することができます。したがって、本スキームにより、将来の資金の需要、当社の財政状態、株式市場環境、当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、本新株予約権の行使の有無、程度及びタイミングをおおよそコントロールし、かつ将来において機動的な資本増強が行えるという特徴があります。また、当社は、本ローン契約に本新株予約権を付すことにより、通常の借入よりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能になると考えております。

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の行使に際して出資される財産が本ローン元本債権に限定されていること、本ローン契約が実行されない場合には本新株予約権を行使することはできず本新株予約権は直ちに消滅すること、本新株予約権と本ローン元本債権を別々に譲渡

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

しない旨合意されていること、本ローン元本債権が返済等により消滅する際には本新株予約権の行使も制限され消滅すること等、本ローン契約と本新株予約権とが相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権の公正な価値と本ローン契約に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的な価値とを総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととしました。

なお、本新株予約権の公正な価値は、本新株予約権の発行の諸条件に加え、実勢金利、当社普通株式の現在の市場価格及びそのボラティリティ、配当利回り等を前提として、一般的な価格算定モデルである格子モデル（二項ツリーメソッド）により算定した理論価値を基に算定いたしました。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 100,000 百万円に対し、当社株式の過去 1 年間における 1 日当たり平均売買代金は 35,370 百万円となっていること、平成 20 年 1 月 30 日現在の発行済株式総数に対する本新株予約権を含む潜在株式数の比率は 11.59% 以下となる見込みであること、本新株予約権の行使価額は発行決議日前日の株価の終値の 100%(1,749 円)を下限としていること等から、本新株予約権の行使に伴う発行総額は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断いたしました。

なお、上記の潜在株式数の比率は、本新株予約権の全てが下限値の行使価額（1,749 円）で行使された場合に発行される株式数を平成 20 年 1 月 30 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

7. 割当先の選定理由等

（１）本資金調達における資金提供者及び本新株予約権割当先を選定した理由

本資金調達における資金提供者である株式会社三井住友銀行は、当社と長年の取引があるわが国有数の金融機関の一つであり、当社の財務政策、信用力、ビジネスモデル及び事業環境等の特性についても熟知しております。また、本件をアレンジした大和証券エスエムビーシー株式会社、及び資金提供者である株式会社三井住友銀行との検討の結果、前記の通り本資金調達においては会社法を活用する形で本ローン契約と本新株予約権を一体としたスキームを選択するという結論に至ったため、本スキームを採用することとし、株式会社三井住友銀行（信託口）を本新株予約権の割当先及び本ローン契約の相手先といたしました。なお、前記の通り、信託契約に基づく受益権は SPC が保有し、SPC に対して貸付を行う株式会社三井住友銀行に担保として差入れられる予定です。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、株式会社三井住友銀行の概要は以下の通りとなっております。

商 号	株式会社三井住友銀行		
事 業 内 容	銀行業務		
設 立 年 月 日	平成 8 年 6 月 6 日		
本 店 所 在 地	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号		
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	頭取 奥 正之		
資 本 金	664,986 百万円		
発 行 済 株 式 総 数	56,425,850 株		
純 資 産 (連 結)	5,410,538 百万円 (平成 19 年 9 月末現在)		
総 資 産 (連 結)	103,722,670 百万円 (平成 19 年 9 月末現在)		
決 算 期	3 月 31 日		
従 業 員 数	17,945 名 (平成 19 年 9 月末現在)		
大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%		
上 場 会 社 と の 関 係 等	資本関係	株式会社三井住友銀行が保有している当社の株式 の数：7,650,491 株 (平成 19 年 9 月末現在) 当社が保有している株式会社三井住友銀行の株式 の数： - (注)	
	取引関係	預金・借入・外国為替取引等	
	人的関係	該当事項なし	
	関連当事 者への該 当 状 況	該当事項なし	
最近 3 年間の業績 (連結)			
決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
経 常 収 益 (百 万 円)	2,691,357	2,750,274	2,925,665
経 常 利 益 (百 万 円)	99,752	862,062	716,697
当 期 純 利 益 (百 万 円)	278,995	563,584	401,795
1 株当たり当期純利益 (円)	5,300.46	9,864.54	7,072.09
1 株当たり配当金 (普通株式,円)	683	5,714	763
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	23,977.62	41,444.83	67,823.69

(注) 当社は株式会社三井住友銀行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの普通株式を、8,317 株保有しております。(平成 19 年 9 月 30 日現在)

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 本新株予約権付ローン契約先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権者は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡することはできません(ただし、信託契約に基づき、信託財産の交付として本ローン契約上の元利金債権が受益者に交付される場合、当社取締役会は請求を受け次第直ちに本新株予約権の譲渡を承認いたします)。本新株予約権が行使された場合、交付を受けることとなる当社株式は、その保有者の判断により第三者に売却することができます。

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 435 条第 2 項及び有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項まで、並びに大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第 5 条第 1 項及び企業行動規範に関する規則の取扱い 1 (1) から (6) までの定めに基づき、当社は、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数が本新株予約権の割当日時点における上場株式数の 10 % を超える場合には、当該 10 % を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができない旨を割当先との間で合意しており、その他必要な措置を講じています。

(3) 株券貸借に関する契約

当社の役員又は大株主と割当先である株式会社三井住友銀行(信託口)との間で、本資金調達に関連して当社株券の貸借に関する契約等を締結する予定はありません。

なお、当社は、本新株予約権割当契約において、割当先との間で、割当先が、本新株予約権の行使の結果取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一銘柄の株式の売付け等以外の空売りを目的として、信託契約における受託者として当該株式の借株を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別添)

住友金属鉱山株式会社
第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
住友金属鉱山株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額
本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
3. 申込期間
平成20年2月15日
4. 本新株予約権の割当日
平成20年2月15日
5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)数は、金5,000,000円(以下「出資金額」という。)をその時有効な行使価額(第8項第(2)号に定義する。)で除して得られる最大整数とする(ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)が本新株予約権複数個の行使を同時に行った場合には、当社が当社普通株式を交付する数は、当該新株予約権者による行使に係る本新株予約権の数に出資金額を乗じて得られる金額を上記の行使価額で除して得られる最大整数とする(ただし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。)。
6. 本新株予約権の総数 20,000 個
7. 新株予約権証券
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、株式会社三井住友銀行(信託口)及び当社の間の平成20年2月8日付金銭消費貸借契約証書(以下「本ローン契約」という。)に基づく貸金元本債権(以下「本ローン元本債権」という。)とし、その価額は、本新株予約権1個につき、金5,000,000円とする。本新株予約権の行使に際して出資された本ローン元本債権は、当該出資と同時に、弁済期が到来したものとみなされかつ混同により消滅する。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合において、本新株予約権の行使に際して出資される本ローン元本債権の当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初金2,100円とする。ただし、行使価額は第9項及び第10項に定めるところに従い修正される。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 行使価額の修正

- (1) 本新株予約権の割当日の翌日以降、行使価額は、第 15 項第(2)号に定める本新株予約権の各行使の効力発生日（以下「修正日」という。）に係る時価算定期間（次号に定める。）の各取引日の株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の売買高加重平均価格（午後立会（半休日においては、午前立会）終了時における終日の売買高加重平均価格をいう。以下「基準価格」という。）の平均値に第(3)号に定める料率を乗じた値に相当する金額（1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）に修正される。なお、時価算定期間内に、第(4)号に定める基準価額調整事由が生じた場合には、上記の計算における時価算定期間の各取引日の基準価格は、第 10 項に準じて、当社が適当と判断する値に調整される。

前 の行使価額の算出の結果、行使価額が金 1,749 円（以下「下限行使価額」という。ただし、第 10 項による調整を受ける。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。

- (2) 前号に規定する「時価算定期間」とは、次の 及び に掲げる場合の区分に応じ、当該 及び に定める期間とする。

行使要請通知書（株式会社三井住友銀行（信託口）及び当社との間の平成 20 年 2 月 8 日付住友金属鉱山株式会社第 1 回新株予約権割当契約証書（以下「本新株予約権割当契約」という。）第 10 条第 1 項で規定される行使要請通知書をいう。以下同じ。）が、本新株予約権割当契約に従い同契約で定める割当会社（本新株予約権割当契約に従い同契約の割当会社の地位を承継した者を含み、以下「割当会社」という。）に到達した場合又は到達したとみなされた場合であって、修正日が平成 25 年 2 月 15 日（ただし、本新株予約権割当契約第 10 条第 3 項に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成 25 年 2 月 15 日の当該延長の期間後の応当日）以降である場合

修正日の前日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで（当日を含む。）の 3 連続取引日とする。

以外の場合

修正日の前日まで（当日を含む。）の 20 連続取引日。ただし、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の売買高加重平均価格のない日は除き、修正日の前日が取引日でない場合には、当該前日の直前の売買高加重平均価格のある取引日まで（当日を含む。）の 20 連続取引日とする。

- (3) 本項第(1)号に規定する「料率」とは、次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める率とする。

修正日が本新株予約権の割当日の翌日以降平成 21 年 8 月 14 日まで（当日を含む。）である場合

100%

修正日が平成 21 年 8 月 15 日以降である場合（次 に該当する場合を除く。）

98%

行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従い割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合であって、修正日が平成 25 年 2 月 15 日（ただし、本新株予約権割当契約第 10 条第 3 項に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成 25 年 2 月 15 日

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の当該延長の期間後の応当日)以降である場合

95%

- (4) 第(1)号に規定する「基準価額調整事由」とは、次の から までに該当する場合とする。

第10項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。)であって、以下のいずれかに該当するとき

- (イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき(当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。)
- (ロ) 当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る株式会社東京証券取引所の定める権利落の期日(以下「権利落の期日」という。)が時価算定期間に含まれるとき

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合であって、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき

第10項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は第10項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)

- (イ) 払込期日又は払込期間の末日の前日が時価算定期間に含まれるとき(当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合を除く。)
- (ロ) 当該募集において株主に当該証券又は権利の割当てを受ける権利を与える場合であって、当該権利を与える株主を定めるための基準日を定め、かつ当該基準日に係る権利落の期日が時価算定期間に含まれるとき

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために基準価額の調整を必要とする場合

から前 までの他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により基準価額の調整を必要とする場合

10. 下限行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「下限行使価額調整式」という。)により下限行使価額を調整する。

$$\text{調整後下限行使価額} = \text{調整前下限行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (2) 下限行使価額調整式により下限行使価額の調整を行う場合及びその調整後下限行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

次号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社普通株式を交付する旨の定めのある証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使によって当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後下限行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に当社普通株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、払込期日）の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割等を行う場合

調整後下限行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めのある証券若しくは権利、又は次号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限行使価額は、交付される証券若しくは権利のすべてが当初の条件で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして下限行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券若しくは権利の払込期日又は払込期間の末日（無償割当ての場合には、効力発生日）の翌日以降、また、当該募集において株主に当該証券若しくは権利の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- (3) 下限行使価額調整式の計算については、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

下限行使価額調整式で使用する時価は、調整後下限行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

下限行使価額調整式で使用する調整前下限行使価額は、調整後下限行使価額を適用する日の前日において有効な下限行使価額とし、下限行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）また、それ以外の場合は、調整後下限行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、下限行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

下限行使価額調整式により算出された調整後下限行使価額と調整前下限行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限行使価額の調整は行わないこととする。ただし、その次に下限行使価額の調整を必要とする事由が発生し下限行使価額を調整する場合は、下限行使価額調整式中の調整前下限行使価額に代えて、調整前下限行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- (4) 第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために下限行使価額の調整を必要とする場合。

前 他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により下限行使価額の調整を必要とする場合。

下限行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後下限行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

- (5) 第9項又は前各号の規定により行使価額の修正又は下限行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前行使価額又は調整前下限行使価額、修正後行使価額又は調整後下限行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成20年2月15日から平成27年2月13日（以下「最終日」という。）の銀行営業時間終了時までの期間（以下「行使期間」という。）とする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。上記にかかわらず、第17項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（第17項に定めるところにより、第17項に定める承継新株予約権を交付する場合に限る。）は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1か月前までに通知する。

12. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 本ローン元本債権の全部が返済その他の理由により消滅した場合、本ローン元本債権の全部が消滅した日以降、本新株予約権の行使はできないものとする。
- (3) 本ローン契約に基づき同契約に定める貸付実行日に本ローンが実行されなかった場合、本新株予約権の行使はできないものとする。
- (4) 次の から までに掲げる場合の区分に応じ、当該 から までに定める期間においてのみ、各本新株予約権の行使をすることができるものとする。

当社普通株式が上場廃止となる合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下本 において「合併等」という。）が行われることが公表された場合

当該公表がなされた時から当該合併等の効力発生日又は当該合併等がなされないことが公表された時までの期間

当社に対して公開買付け開始公告（金融商品取引法第27条の3第1項に規定する公告をいう。）がなされた場合

当該公告がなされた時から当該公告に係る公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの期間

取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場をい

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

う。)において当社普通株式が整理ポストに割り当てられた場合又は整理銘柄に指定された場合

当該割当て又は指定の時から当該割当て又は指定が解除されるまでの期間

本新株予約権割当契約に従い、割当会社の請求に基づきなされる当社による当該割当会社の有する本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が当該割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合、又は当社の自らの判断でなされる当社による本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知がすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が割当会社に到達した日又は到達したとみなされた日以降(ただし、当該通知で期間を定める場合は、当該期間の範囲内とする。)

行使要請通知書が本新株予約権割当契約に従いすべての割当会社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

平成 25 年 2 月 15 日(ただし、本新株予約権割当契約第 10 条第 3 項に従い行使要請通知書の送付期限が延長された場合には、平成 25 年 2 月 15 日の当該延長の期間後の応当日)以降

当社が本ローン契約第 6 条第 3 項に定める財務制限条項に違反した場合又は本ローン契約第 10 条に従い期限の利益を失った場合であって、割当会社のいずれかによる本新株予約権割当契約に従った本新株予約権の行使を可能とする旨の書面による通知が、当社に到達した場合又は到達したとみなされた場合

当該通知が当社に到達した日又は到達したとみなされた日以降

- (5) 当社は、前号 に該当した場合は当該 に定める期間を、前号 又は に該当した場合はその旨を、直ちに本新株予約権者に通知する。

13. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14. 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

15. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、当社が定める様式による行使請求書に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを第 11 項に定める行使期間中に第 20 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が第 20 項に定める行使請求受付場所に到達した日に発生する。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

16. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権者に対しすみやかに株券を発行又は交付する。ただし、単元未満株式については定款の定めに従い株券を発行しない。

17. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）吸収分割（本ローン元本債権に係る債務が吸収分割により承継される場合に限る。）新設分割（本ローン元本債権に係る債務が新設分割により承継される場合に限る。）株式交換（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、本項第(1)号から第(7)号に定める内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿ってその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第5項に準じて決定する。

(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産は本ローン元本債権とし、第8項に準じて決定する。承継新株予約権の行使価額及び下限行使価額は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の行使価額及び下限行使価額に準じて決定し、第9項又は第10項に準じた修正又は調整がなされるものとする。

(5) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から第11項に定める行使期間の満了日までとする。

(6) 承継新株予約権の行使の条件

第12項に準じる。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第13項に準じる。

18. 本新株予約権の募集の方法

第三者割当の方法により、本新株予約権のすべてを、株式会社三井住友銀行（信託口）に割り当て

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

る。

19. 本新株予約権の払込金額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本要項、本新株予約権割当契約及び本ローン契約において、本新株予約権の行使に際して出資される財産が本ローン元本債権に限定されていること、本ローン契約が実行されない場合には第 12 項第(3)号により本新株予約権を行使することができず本新株予約権は消滅すること、本新株予約権及び本ローン元本債権を別々に譲渡しない旨合意されていること、本ローン元本債権の全部が返済等により消滅する際には本新株予約権の行使も制限され消滅すること等が規定され、本ローン契約と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、一般的な価格算定モデルである格子モデル（二項ツリーメソッド）で算定した本新株予約権の公正な価値と、本ローン契約に本新株予約権を付すことにより通常の借入れよりも総合的に有利な条件で長期の資金調達が可能となったこと、本新株予約権割当契約において当社が平成 25 年 2 月 15 日以降一定の条件の下で本新株予約権者に対し本新株予約権の行使を請求することができる旨が定められていること等、本ローン契約に本新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的な価値を総合的に勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとした。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 8 項に記載のとおりとし、下限行使価額は、平成 20 年 1 月 30 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する額（1,749 円）とした。
20. 行使請求受付場所
住友金属鉱山株式会社 マネジメントサービスセンター
21. 本新株予約権者に対する通知方法
本新株予約権者に対し通知する場合、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行い、かつ、電子公告を行った旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙にこれを掲載し、かつ、掲載した旨を速やかに本新株予約権者に対し通知する方法によるものとする。また、法令に別段の定めがあるものを除き、上記の方法に代えて本新株予約権者に対し直接に通知する方法（直接持参交付、書留郵便、クーリエサービス、ファクシミリ通信又は email 送信の方法を含む。）によることができる。直接に通知する方法による場合、ファクシミリ送信又は email 送信による場合は、受信が確認された時点、また、その他の方法による場合は、本新株予約権者において実際に受領された時点で、本新株予約権者に対し通知されたものとみなす。
22. 1 単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い
本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
23. 会社法その他の法令又は規則の改正に伴う取扱い
本新株予約権の割当日後、株券の発行又は新株予約権に関連する会社法その他の日本の法令又は規則の規定につき改正が行われた場合には、当社は、当該改正後の会社法その他の日本の法令又は規則の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と判断する方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

24. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社の代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意：この文書は、当社の第三者割当による新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。